

和泉市外部評価委員会 公の施設の使用料見直し基本方針（案）に対する意見のとりまとめ

評価項目	(1) 使用料算定に用いる原価対象費用
基本方針（案） 記載内容 （方針P3）	(I) 用地取得費 (II) 建物建設費（減価償却費・償還利子） (III) 人件費 (IV) 維持管理費等（光熱水費、消耗品費、委託料 等） のうち、(III)と(IV)を使用料算定に用いる「積算基礎額」とする
各委員の意見	
<p>【用語説明】 ランニングコスト・・・(III)人件費及び(IV)維持管理費等フルコスト・・・・・・(I)から(IV)の全ての費用</p> <p><阿部委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>積算基礎額は、ランニングコストが妥当である。</u> ○ 公共施設は、市が公共性に基づいた判断のもと建設されていることから、その公共性に見合った建設にかかる費用については、市税で負担すべきである。 <p><吉弘副委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>積算基礎額は、ランニングコストが妥当である。</u> ○ ただし、利用目的や利用状況が特定の受益者に集中する施設の場合は、フルコストによる積算も検討する必要がある。 <p><山本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>積算基礎額は、ランニングコストが妥当である。</u> ○ 民間施設と同様にフルコストをベースに使用料を算定し、高額な使用料を設定することは、「市民福祉の向上」という、公共施設の本来の存在意義から外れてしまう。 <p><岡田委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>積算基礎額は、ランニングコストが妥当である。</u> ○ 公共施設は、災害時において、避難所としてとても重要な役割を果たすことを踏まえると、施設の整備は行政の役割であると考えられることから、その費用は市税で負担すべきである。 <p><江本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>積算基礎額は、ランニングコストが妥当である。</u> ○ 公共施設は、市民の資産であることを踏まえると、利用者によりのみ用地取得費や建物建設費を負担させるべきではない。 <p>【その他の意見】</p> <p><阿部委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設において、定期的な修繕が必要で、その費用が予測可能な大規模修繕については、維持管理費の一部として利用者負担に含めるべきである。 <p><吉弘副委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模修繕については、全てを公費負担とするのではなく、設置時から落ちた資産価値の回復割合等に応じて受益者負担とすることも検討する必要がある。 <p><山本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が施設を利用する事によって生じる大規模修繕費用は、ランニングコストとして使用料で負担すべきである。一方、老朽化、突発的な事故、災害等による建物の構造上必要な大規模修繕は、公費負担とすべきである。 ・ 市は、適切な使用料を設定するため、継続的に施設運営の効率化、経費削減に向けて努力するとともに、施設の存在意義を高め、稼働率の向上に取り組む必要がある。 <p><岡田委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、大規模修繕を使用料算定に含めるべきではない。 <p><江本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は利用することにより、損耗するので、大規模修繕は、利用者負担とすべきである。また、使用料の積算に含める方が利用者もコスト意識を強く持つことができる。 	

評価項目	(2) 利用者負担割合の設定
基本方針（案） 記載内容 （方針P 4）	本方針において、使用料見直しの対象とする施設の利用は、「選択的」かつ「私益性」が強いものと解し、使用料の算定において「原価」となる行政コストは、全て受益者負担とすることが妥当
各委員の意見	
<p> <阿部委員長> ● <u>ランニングコストの全てを受益者負担とすることは妥当と考える。</u> </p> <p> 【その他の意見】 <阿部委員長> <ul style="list-style-type: none"> 南部リージョンセンターは、交通アクセスが不便な地域であって、条件不利地域の不利益性を補うという考え方もある。 </p> <p> <山本委員> <ul style="list-style-type: none"> 共同浴場は、和泉市の歴史的な背景や地域的な背景があるので、全てを受益者負担とするのではなく、多少の公費負担があっても良い。 </p>	

評価項目	(3) 使用料積算の算定方法
基本方針（案） 記載内容 （方針P 5）	(1) 貸室等、体育館、運動広場 ⇒ 1時間あたり単価 × 利用時間 ÷ 適用稼働率 (2) テニスコート ⇒ 1時間あたり1面単価 ÷ 適用稼働率 (3) 温水プール、浴場等 ⇒ 積算基礎額 ÷ 延べ利用者数
各委員の意見	
<p><阿部委員長> ● <u>ランニングコストをベースにして使用料を積算するのであれば、妥当な算定方法である。</u></p> <p><吉弘副委員長> ● <u>基本方針（案）の算定方法は、合理性があり、算定方法として適当である。</u></p> <p><山本委員> ● <u>市民にとってわかりやすく、妥当な算定方法である。</u></p> <p>【その他の意見】 <山本委員> ・ 一つの考え方として、施設の利便性等を評価のうえ、民間の類似業種の施設の単価表と比較して料金を設定する方法もある。</p>	

評価項目	(4) 類似施設の平均単価を用いた使用料の設定
基本方針（案） 記載内容 （方針P 6）	類似施設における積算基礎額総額と貸出総面積等から「平均単価」を算出したうえで、使用する面積や時間に応じた使用料を設定する
各委員の意見	
<p>【用語説明】 個別単価・・・施設ごとに算出した1時間あたり1㎡単価</p> <p><阿部委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>平均単価と個別単価の両論がある。</u> ○ 市民の相互連帯、助け合いの発想をもとに「平均単価」を用いる考え方がある一方、自分が利用している施設に応じた受益者負担とする発想をもとに「個別単価」を用いる考え方の両方が考えられる。 <p><吉弘副委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>妥当性が高いのは平均単価である。</u> ○ 和泉市に住んでいる人が同じような受益が得られるよう、個別の施設ごとに単価を積算するのではなく、平均化することは評価できる。 <p><山本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>妥当性が高いのは平均単価である。</u> ○ 施設によって単価が異なると、施設利用度が偏ることも想定されるので、「平均単価」を用いる方が市民の理解が得られやすい。 <p><岡田委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>妥当性が高いのは平均単価である。</u> ○ どこに住んでいても同じようなサービスを楽しむことができる事の担保が重要である。 <p><江本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>妥当性が高いのは個別単価である。</u> ○ 「平均単価」の場合、施設ごとの採算意識が薄れる傾向にある。類似施設の単価の差は、算定過程において、特に配慮することはなく、激変緩和措置で対応すれば良い。 	

評価項目	(5) 1時間あたり使用料の均一化
基本方針（案） 記載内容 （方針P 6）	夜間利用にかかる単価が、他の利用時間と比較して割増となっている施設があるが、利用時間帯によって使用料を割増することの根拠は乏しいと思われるため、貸出区分ごとの1時間あたり使用料は均一とする
各委員の意見	
<p><阿部委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>時間や曜日によって、割増率を設けるべきである。</u> ○ 休日や夜間に利用することによる便益が、平日や日中に施設を利用することで得られる便益を上回るならば、時間や曜日によって割増率を設けることは、受益者負担の観点からも十分な合理性がある。 <p><吉弘副委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>時間や曜日によって、割増率を設けるべきである。</u> ○ 休日出勤や夜間出勤による割増賃金など、曜日や時間帯によって運営経費が異なる場合は、個別に料金設定をしても合理性がある。 <p><山本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>時間や曜日によって、割増率を設けるべきである。</u> ○ 需要と供給のバランスから割増率や異なる使用料を設定するのは当然である。 ○ 料金を一律に設定してしまうと、夜間や土日などの利用しやすい時間に集中することも想定されることから、料金設定に差を設けるべきである。 ○ 算定方法が複雑化するかもしれないが、夜間や土日の人件費に割増料金が発生しているのであれば、時間や曜日によって、割増率を設けることは、利用者の納得が得られるものである。 <p><岡田委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>時間や曜日によって、割増率を設けるべきではない。</u> ○ 市民にとっての料金設定のわかりやすさを優先すべきである。 <p><江本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>時間や曜日によって、割増率を設けるべきである。</u> ○ 需給バランスで需要が多いのであれば、料金に差を設けるべきである。 ○ 計算方法が複雑化しても、需給バランスに応じた原価計算を導入すべきである。 	

評価項目	(6) 長時間利用にかかる使用料の算定																														
基本方針（案） 記載内容 （方針P 7）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(午前) 午前9～12時</th> <th>12時 ～13時</th> <th>(午後) 13時～17時</th> <th>17時 ～18時</th> <th>(夜間) 18時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分し</td> <td>使用料ア (1H単価×3H)</td> <td></td> <td>使用料イ (1H単価×4H)</td> <td></td> <td>使用料ウ (1H単価×4H)</td> </tr> <tr> <td>長時間 利用A</td> <td colspan="2">使用料 = 使用料ア + 使用料イ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>長時間 利用B</td> <td></td> <td colspan="2">使用料 = 使用料イ + 使用料ウ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>全日貸し</td> <td colspan="5">使用料 = 使用料ア + 使用料イ + 使用料ウ</td> </tr> </tbody> </table>		(午前) 午前9～12時	12時 ～13時	(午後) 13時～17時	17時 ～18時	(夜間) 18時～22時	区分し	使用料ア (1H単価×3H)		使用料イ (1H単価×4H)		使用料ウ (1H単価×4H)	長時間 利用A	使用料 = 使用料ア + 使用料イ					長時間 利用B		使用料 = 使用料イ + 使用料ウ				全日貸し	使用料 = 使用料ア + 使用料イ + 使用料ウ				
	(午前) 午前9～12時	12時 ～13時	(午後) 13時～17時	17時 ～18時	(夜間) 18時～22時																										
区分し	使用料ア (1H単価×3H)		使用料イ (1H単価×4H)		使用料ウ (1H単価×4H)																										
長時間 利用A	使用料 = 使用料ア + 使用料イ																														
長時間 利用B		使用料 = 使用料イ + 使用料ウ																													
全日貸し	使用料 = 使用料ア + 使用料イ + 使用料ウ																														
各委員の意見																															
<p>【基本方針（案）の考え方と異なる意見】</p> <p><吉弘副委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>貸出区分間の利用時間として設定されていない時間の使用料を徴収しないことは、妥当ではない。</u> ○ 公共施設の利用については、誰かが使っている時はその他の人は使えない、つまり競合性が働くことから、利用時間に応じて使用料を徴収すべきであり、貸出区分間の使用料が設定されていない時間の料金を無料とするような優遇措置は適切ではない。 <p><江本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>貸出区分間の利用時間として設定されていない時間の使用料を徴収しないことは、妥当ではない。</u> ○ 使用料の算定過程において、大幅に値上げとなることに配慮する必要はなく、利用時間に応じて使用料を計算すべきである。使用料算定の結果、大幅な値上げが必要となる場合は、激変緩和措置により対応することが適切である。 																															

評価項目	(7) 適用稼働率の設定
基本方針（案） 記載内容 （方針P 7）	<p>「稼働率50%」まで高めることを行政に必要な運営努力としたうえで、「50%」を使用料の算定に用いる「適用稼働率」とする。 なお、実稼働率が50%以上の場合は、実稼働率を「適用稼働率」として積算することとする。</p>
各委員の意見	
<p><阿部委員長> ● <u>適用稼働率を50%とすることは、妥当である。</u> ○ 各施設において、稼働率が50%を下回る部屋が多く、稼働率の大幅な上昇が見込めない施設もある現状を踏まえると、利用者の負担を過大にしないという観点から、やむを得ない対応である。</p> <p><吉弘副委員長> ● <u>適用稼働率を50%とすることは、妥当ではない。</u> ○ 適用稼働率の設定については、根拠を踏まえた検討が必要がある。</p> <p><山本委員> ● <u>適用稼働率を50%とすることは、妥当である。</u> ○ 使用料の算定において実稼働率を適用し、稼働率の低さによる影響を全て利用者に強いた場合、大幅な値上げとなる可能性が高く、市民サービス向上の観点から大きく目的が外れてしまう。</p> <p><岡田委員> ● <u>適用稼働率を50%とすることは、妥当である。</u> ○ 行政が「稼働率50%」の達成に向けて取り組むことを前提としたうえで、災害時等における公共施設の役割を踏まえ、一定の行政負担を考慮することも必要である。</p> <p><江本委員> ● <u>適用稼働率を50%とすることは、妥当ではない。</u> ○ 適用稼働率を50%とする根拠が乏しい。 ○ 実際の稼働率を用いて計算し、使用料が高額になることも示したうえで、激変緩和等で対応することが適切である。</p> <p>【その他の意見】 <阿部委員長> ・ 行政の説明責任として、稼働率を高める努力やその結果を定期的に示すことが必要である。</p> <p><江本委員> ・ 施設担当課においては、使用料の軽減が図れるよう、施設運営経費の削減や稼働率の向上に取り組むことが重要である。</p>	

評価項目	(8) 使用料の激変緩和
基本方針（案） 記載内容 （方針P 7）	「見直し使用料」の額が、現行の使用料を上回る場合、本来であれば「見直し使用料」の額に見直すべきところであるが、急激な使用料の値上げは、利用者の減少を招く恐れが高いことから、激変緩和措置を講じる
各委員の意見	
<p> <阿部委員長> ● <u>激変緩和措置は必要である。</u> ○ 急激で大幅な使用料の増額は、妥当ではない。 </p> <p> <吉弘副委員長> ● <u>激変緩和措置は必要である。</u> ○ ただし、激変緩和率を「1.25倍」とする根拠が乏しいため、検討が必要である。 </p> <p> <山本委員> ● <u>激変緩和措置は必要である。</u> ○ 使用料が大幅に上がる場合、近隣他市の類似施設の料金設定をリサーチし、バランスを考慮したうえで設定する激変緩和率を判断すべきである。 </p> <p> <岡田委員> ● <u>激変緩和措置は必要である。</u> ○ 激変緩和率「1.25倍」の根拠が明確でないということはあるが、激変緩和自体がないと大幅な値上げで利用されなくなり、公共施設の役割が果たせなくなる。 ○ 激変緩和率「1.25倍」の根拠が明確ではないが、資料で示されている激変緩和率「1.25倍」を適用して算出されている「見直し使用料（案）」の額を見ると、バランスはとれていると思われる。 </p> <p> <江本委員> ● <u>激変緩和措置は必要である。</u> ○ 現実から離れた使用料設定は意味をなさないもので、調整弁として必要である。また、激変緩和率は、利用者へ配慮した設定を検討すべきである。 </p> <p> 【その他の意見】 <阿部委員長> ・ 3年後や5年後に激変緩和措置を撤廃することも検討する必要がある。 </p>	

評価項目	(9) 市外利用者の割増料金
基本方針（案） 記載内容 （方針P 8）	税と使用料を負担する市民利用者と、使用料のみの負担となる市外利用者との公平性を確保する必要があるため、全施設において割増率を設定することとし、2倍の使用料を市外利用者から徴収する
各委員の意見	
<p><吉弘副委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>市外利用者の割増料金を設定することは妥当である。</u> ○ 公共施設は市税等の市民負担を基に建設されているので、市民利用者と市外利用者の使用料に差を設けることは適当である。 ○ しかし、南部リージョンセンター等の市外利用者が多い施設については、割増率の設定により市外利用者が減少し、その結果、使用料の見直し前よりも収入が減少することも懸念される。 <p>【その他の意見】</p> <p><阿部委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内利用と市外利用の判断が適切に行えるよう、市外利用にかかる明確な適用ルールを設定することが必要である。 	

評価項目	(10) 使用許可申請の統一化
基本方針（案） 記載内容 （方針P8）	施設の使用許可申請にかかる市内利用者の先行受付を実施
各委員の意見	
<p><阿部委員長> ○ 基本的に市民の先行受付は妥当である。</p> <p>【その他の意見】 <阿部委員長> ・ 共同浴場や温水プール、個人で体育館や運動場を利用する場合など、個人で施設を利用する場合については、先行受付という発想は馴染まない。</p>	

評価項目	(11) 営利又は営業目的利用者の割増率
基本方針（案） 記載内容 （方針P 8）	<p>営利又は営業目的利用者が利用する場合は、相応の負担を求めることとし、全施設において、下記のとおり割増率を設定する</p> <p>（貸室等施設） ○利用者が商業宣伝、営業等で利用又は入場料を徴収する場合 2倍</p> <p>（スポーツ施設） ○利用者が商業宣伝、営業等で利用又は入場料を徴収する場合 2倍 ⇒ 市外利用者で営利目的なら 3倍</p>
各委員の意見	
<p><阿部委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>営利又は営業目的利用者の割増率を設定することは妥当である。</u> ○ 非営利目的と比べて営利目的で利用する方が利用者が受ける便益が大きいので、受益に応じた負担を求めることは適当である。 <p><吉弘副委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>営利又は営業目的利用者の割増率を設定することは妥当である。</u> ○ 公共施設は、市民が利用することを目的としていることから、一部の営利事業者が恒常的に専有してしまうことを防ぐ必要がある。 ○ ただし、市内事業者は法人住民税等を負担していることから、極めて排除性が高い割増率を設定しないよう配慮が必要である。 ○ 営利目的の市外利用者をさらに割増することは妥当である。 <p><山本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>営利又は営業目的利用者の割増率を設定することは妥当である。</u> ○ 市民利用と商業営業利用を完全に区別すべきである。 ○ 市外利用で営利目的であれば、さらに割増することは妥当である。 <p><岡田委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>営利又は営業目的利用者の割増率を設定することは妥当である。</u> <p><江本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>営利又は営業目的利用者の割増率を設定することは妥当である。</u> <p>【その他の意見】</p> <p><阿部委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割増の適用について、収益を寄附するチャリティーイベントや会場使用料程度の実費徴収の場合の対応を検討する必要がある。 <p><岡田委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場料徴収額の多寡を考慮する必要はない。 <p><江本委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場料の徴収額の多寡は、利用者の裁量によるもので、市が特に干渉する必要はない。 	